

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1. 地域の灾害リスク

(1) 地域の概要・立地

1) 北秋田市について

平成17年3月、北秋田郡の鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町が合併して「北秋田市（以下、当市とする）」として市制施行、秋田県の北部中央に位置し、面積は 1152.76 km^2 と秋田県全体の約 10%を占めているが、森吉山をはじめとする奥羽山系の山々が連なっており、市の大部分が山林となっているため、可住面積は全体の 16.4%程度の約 188.8 km^2 にとどまっている。

（市HPより→）

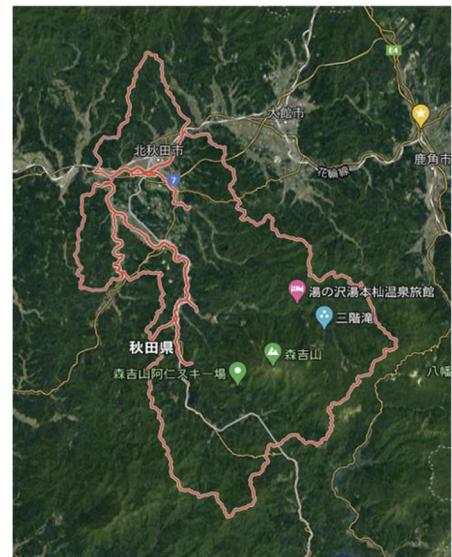


また、鹿角市～能代市まで延長 136km を誇る米代川が、当市北部を横断しており、その流域に沿うように国道7号線、JR奥羽本線、秋田自動車道も横断している。

立地としては、県都・秋田市から北東へ約 60km に位置し、東は大館市・鹿角市、西は能代市など県内主要都市に隣接している。

当市は、前述の交通網の他、仙北市間を結ぶ秋田内陸縦貫鉄道や、1998年に開港した大館能代空港があるなど、秋田県北部の人の往来の中枢と言える。

当市の商業エリアの特徴は、奥羽山系の山々に源を発する米代川中流部の鷹巣盆地を中心とし、この盆地と米代川支流の阿仁川や小阿仁川などの河川流域に、旧4町単位それぞれの市街地や集落が点在している。



（↑ Google Map より）

2) 北秋田市商工会について

行政合併（鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の4町が合併）から3年後の平成20年4月、鷹巣町商工会、合川町商工会、阿仁森吉商工会の3商工会が合併し、当市全域を管轄区域とする「北秋田市商工会（以下当会とする）」が新たに誕生した。

合併当初は、旧4町の地区に事務所を構えていたが、平成29年10月に業務機能を一拠点に集約した。

当会が関わる防災に関しては、令和4年7月に北秋田市が改訂した「北秋田市地域防災計画」の中で、「市が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること」「被災商工業者に対する融資あっせんに関すること」「災害時における物価安定対策に関すること」「救助用物資、復旧用資器材の調達あっせんに関すること」について、責務を果たす役割となっている。

3) 想定される災害等のリスク

【洪水】

災害リスクの高い市内の河川『米代川、小猿部川、綴子川、阿仁川、小阿仁川』

市内に流れる一級河川「米代川」は、岩手県八幡平市田山地区に端を発し、日本海と接する能代市の河口まで全長 136km に及ぶ大規模河川であるが、このうち約 15km が当市鷹巣地区（鷹巣盆地）を横断している。



阿仁川は、旧阿仁町に端を発し、旧森吉町、旧合川町を縦断し、当市と能代市の境界部分に近い米代川に合流し、綴子川と小猿部川は鷹巣地区の山間部からそれぞれ米代川に注ぎ、小阿仁川は上小阿仁村から当市合川地区で阿仁川と合流する。

詳細は地区別に後述とするが、いずれ本流、支流とも氾濫危険区域が点在している。

（←国道交通省能代河川国道事務所HPより）

先に述べたとおり、本市は多くの河川を抱えていることから、合併前から長年にわたり多くの水害が発生している。

特に、昭和 47 年に米代川一帯を襲った戦後最大の大洪水は、流域に甚大な被害を与えた。

その後は河川改修や、平成 24 年 3 月に森吉山ダムが竣工したことにより、一帯の水害リスクは軽減されつつあるが、浸水想定区域図が示すとおり、現在も一定の水害リスクを抱えている。

【土砂災害・雪害】

①地すべり

当市は、出羽丘陵の北部地域（米代川の中流域・下流域周辺）に位置し、地すべりが発生しやすい地域に有り、地すべり災害危険箇所として 70 箇所が指定されている。

②急傾斜崩壊

当市は山林が多いことから、急傾斜地崩壊危険箇所として 123 箇所指定されている。

③土石流

当市の河川上流は大半が急流河川で、融雪や豪雨により多量の土砂を流出させており、土石流危険渓流地域は 169 箇所が指定されている。

④土砂災害その他

当市では、近年大雨による災害が発生しており、山腹崩壊危険地区 202 箇所、崩壊土砂流出危険地区 435 箇所が指定されており、土砂災害発生の可能性が高い。

⑤雪崩

当市の雪崩危険箇所は 177 箇所あり、特に大雨等によって大きな雪崩が発生するおそれがある他、斜面やトンネル入口部などでは雪庇や吹きだまりが懸念され、山間部奥地の集落では豪雪による孤立のおそれもある。

【感染症等】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな感染を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が、全国的かつ急速にまん延する事により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

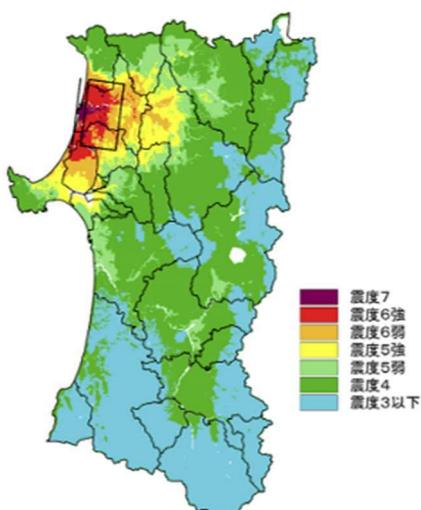
【地震】

平成 25 年に公表された秋田県地震被害想定調査では、当市において想定される最も大きな震度は「能代断層帯」の最大震度 6 強とされている。

死者負傷者の原因是、その 9 割が建物の倒壊によるものであり、この要因として、現在の耐震基準が導入（昭和 56 年）される以前の建物が過半数に上る為である。

また、ライフラインの復旧まで数週間を要する場合があり、特に冬の場合は作業効率が下がり、復旧期間が長期化すると推測されており、建物の被害によるほか、断水の長期化により、多数の避難者が発生すると推測されている。

（1）能代断層帯
【M=7.1、最大震度：7、詳細法】



（↑秋田県地震被害想定調査報告書より）

【市で想定される被害】

建物被害	
全壊棟数	161 棟
半壊棟数	1,005 棟
焼失棟数	0 棟
人的被害	
死者数	3 人
負傷者数	145 人
ライフライン被害	
上下水道断水人口	1,610 人
電力停電世帯数	2,252 世帯
避難者数	1,410 人（4 日後）

（↑北秋田市地域防災計画より）

【鳥獣被害】

前述のとおり、北秋田市の大部分が山林であり、中でも奥森吉・阿仁地域や森吉山はツキノワグマの主な生息地となっている。

近年は、餌である木の実の不作の影響から、熊、猪、猿等が市街地や人の生活圏へ出没しており、田畠では農作物を狙った食害が多発している。

特に、熊による人身被害は非常に大きな問題であり、国、県が災害時と同等レベルの緊急対策を講じている。

熊の目撃情報が増えるとともに、外出を自粛する傾向があることから、地域経済への影響も懸念される。

2. 商工業者の状況

- ・北秋田市全体の商工業者数 1,226 人（うち小規模事業者数 1,055 人）

※当会経営支援システムより（令和 7 年 10 月時点）

業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	240	224	旧 4 町地区別状況のとおり
製造業	157	126	旧 4 町地区別状況のとおり
卸売業	26	16	旧 4 町地区別状況のとおり
小売業	249	199	旧 4 町地区別状況のとおり

飲食店・宿泊業	108	104	旧4町地区別状況のとおり
サービス業	362	313	旧4町地区別状況のとおり
その他	84	73	旧4町地区別状況のとおり
	1,226	1,055	

【鷹巣地区】

業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	130	120	地区内に点在している
製造業	86	75	浸水想定区域内にはごく一部のみ
卸売業	16	7	地区内に点在している
小売業	144	106	駅前周辺に集中の他地区内に点在している
飲食店・宿泊業	78	74	浸水想定区域内にはごく一部のみ
サービス業	234	194	地区内に点在している
その他	53	47	地区内に点在している
	741	623	

・米代川と綴子川が氾濫した際に、広範囲の浸水被害が想定されているが、中心商店街は浸水想定箇所から外れている。

【合川地区】

業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	44	42	浸水想定区域外に多く点在している
製造業	26	15	高台の工業団地に集中している
卸売業	5	4	地区内に点在している
小売業	36	32	駅前周辺に集中、他は点在している
飲食店・宿泊業	4	4	駅前周辺に集中し浸水想定区域には0社
サービス業	45	41	地区内に点在している
その他	11	11	地区内に点在している
	171	149	

・阿仁川の氾濫による浸水被害が想定されているが、農耕地が殆どであり小規模事業者は極わずか。駅前周辺は高台にあり浸水想定箇所からは外れている。

【森吉地区】

業種	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	44	41	浸水想定区域内にごく一部
製造業	30	22	地区内に点在している
卸売業	2	2	浸水想定区域内に点在している

小売業	39	31	浸水想定区域内に集中している
飲食店・宿泊業	18	18	山間部の浸水想定区域内に点在している
サービス業	53	50	地区内に点在している
その他	14	11	地区内に点在している
	200	175	

・阿仁川と合流する小又川の合流地下流では、平成 19 年に洪水災害が発生、駅前周辺はおよそ 2m の浸水となるなど、最も危険な箇所とされる。

【阿仁地区】

	商工業者	小規模	事業所の立地状況など
建設業	22	21	地区内に点在している
製造業	15	14	地区内に点在している
卸売業	3	3	浸水想定区域外に点在している
小売業	30	30	浸水想定区域内に集中している
飲食店・宿泊業	8	8	飲食店は駅前に宿泊は山間部に点在
サービス業	30	28	地区内に点在している
その他	6	4	地区内に点在している
	114	108	

・阿仁川の氾濫が想定されており、駅前周辺の商店街エリア小売業、飲食店への影響が大きい。森吉山周辺の土砂災害特別区域が複数個所あり、宿泊業への影響が大きい。

3. これまでの取組

(1) 北秋田市の取組

① 地域防災計画と国土強靭化地域計画の策定

北秋田市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき北秋田市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関及び住民が行うべき事務、業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、当市の地域及び住民の生命、身体並びに財産を災害から保護することを目的としている（令和 4 年 7 月改訂）。

この中では、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われない事を最重視し、経済的被害が出来るだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指している。

また、平成 25 年 12 月に国土強靭化基本法が施行され、同法第 13 条に定める地域計画として、令和 2 年 11 月に「北秋田市国土強靭化地域計画」（令和 5 年 3 月一部変更）を策定している。

地域防災計画は、災害ごとの実施すべき事項を定めているが、国土強靭化地域計画は大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を

持った「強靭な地域」を作り上げるための取組をとりまとめ、推進していくためのものである。

②一般災害対策

「自らの身の安全は、自らが守る」を防災の基本とし、住民一人ひとりが自覚を持ち、平常時から災害に対する備えと心掛けを持つことを強く広報している。

また、災害発生時には初期消火など自らができる防災活動を始め、当市、県及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動、さらに企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結び付くとして、当市と防災関係機関は平常時から防災知識の普及啓発などに取組んでいる。

③地震災害対策

県が策定した「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、緊急性の高い防災施設の整備を計画的に進めるとともに、人的・物的被害の軽減を図るため、自助・共助・公助が連携した効果的・効率的な地震防災対策を推進している。

④災害復興計画

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けている。

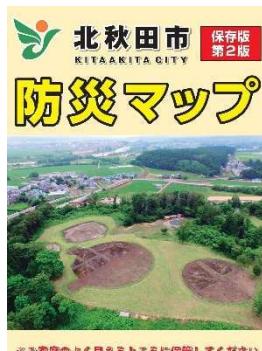
復興事業は住民や企業その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業であり、効果的に実施するために被災後の速やかな計画策定を推進している。

また、被災後の混乱期を想定し、復興手順の明確化や復興基礎データの整備などを盛り込んだ復興マニュアルを平常時から整備している。

⑤防災に関する情報提供

●防災マップ（WEB版・冊子版）

地域に潜む危険に対して、市民により一層の理解を深めてもらうため、【北秋田市防災マップ～一人ひとりが防災の主役～】を平成28年5月に全世帯へ配布している。水防法の改正に伴い、「想定し得る最大規模（1,000年に1度程度）」の降雨により河川が氾濫した場合の新しい浸水が想定される区域に対応するなど内容を改め、令和4年3月に第2版を配布している。



WEB版では、英語版もあり、AED設置場所も確認できるようになっている。

●防災ラジオ



市民に対する防災情報の確実な伝達を行う為、平成 29 年度より、市内の希望する全世帯・全事業所に対して、防災ラジオを配布している。

このラジオは、災害時には各種防災情報（避難情報、緊急地震速報、気象警報等）を、平常時には、市からの一般広報を放送している。

室内設置のため、大雨や台風などの荒天時でも可聴性が高く、従来の防災行政無線の屋外拡声器と比べ、災害の緊急情報を、より確実に伝達することが可能となっている。

●北秋田市防災情報メール

屋外でも利用可能な防災情報の伝達手段として、登録制の北秋田市防災情報メールを整備している。

各携帯電話会社の提供する緊急速報メール（エリアメール）と異なり、より細やかな地域の防災情報を提供している。

●北秋田市LINE

令和 6 年 10 月 1 日から北秋田市LINE公式アカウントにて各種行政情報を提供しており、災害情報など緊急性があるものは、一斉配信をしている。

●ホームページによる防災関連情報の提供

ホームページの「防災」のページは総務部総務課危機管理係が情報更新を手掛けており、常に最新の防災情報を発信しており、現時点で 31 コンテンツがある。

⑥災害時備蓄品

北秋田市地域防災計画に基づき、市と県が共同で備蓄する19品目に加え、それ以外で必要となる物品や避難生活に必要な物品についても、適切に備蓄するよう努めている。

・市と県の共同備蓄品目（19品目）：主食（アルファ米・パン等）、主食（お粥等）、飲料水・粉ミルク、ほ乳瓶、毛布・石油ストーブ、トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用）、紙おむつ（乳幼児用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、給水タンク、医療品セット

⑦新型コロナウイルス等の感染症対策

・三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避ける災害対策本部の運営等の工夫

⑧鳥獣被害対策

・市の広報紙、防災ラジオ、防災メールなどを通じた住民への注意喚起
・県のツキノワグマ等情報マップシステム「クマダス」や秋田県公式ウェブサイト「ツキノワグマ情報」の周知
・箱罠の設置や、緊急銃獣による駆除活動

（2） 北秋田市商工会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

中小企業庁が作成した「中小企業BCP策定運用指針」や「事業継続力強化計画認定制度」など、BCP（事業継続計画）に関する国の施策について、事業者への周知を行っている。リーフレットの配布や巡回訪問のほか、当会ホームページでもBCPの必要性や施策活用の情報を発信している。

また、当会が年4回発行する機関誌でも、経営に役立つ情報とともに、BCP策定の重要性を啓発する記事を随時掲載している。

②簡易版BCPシートの策定

簡易BCPリスクチェックシート・リスク対策シートを作成し、自社の災害リスクや業務の重要度を簡単に確認できるようにした。これにより、事業者が自らの事業継続上の課題を把握し、初期対応や代替手段の検討など、実践的な対策につなげられるよう支援している。

③事業者BCP策定セミナー・個別相談会の開催

事業者のBCP（事業継続計画）策定を支援するため、専門家を講師に招いた「BCP策定セミナー」を開催し、災害や感染症などの緊急時における事業継続の重要性や、実際の策定手順、平時からの備えのポイントなどを学ぶ機会を提供している。

さらに、セミナー参加者や希望する事業者を対象に、専門家による個別相談会を実施し、各事業者の業種や規模に応じた具体的なリスク分析や行動計画の作成支援を行っている。

また、損害保険会社等が提供する「事業継続力強化計画」の認定支援サービスに関する情報提供もを行い、事業者が制度をより効果的に活用できるようサポートしている。

④損害保険等への加入促進

当会では、事業継続に関わるさまざまなリスクから事業者の生命と財産を守るため、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合などと連携し、有益な共済・保険商品の提案や加入促進を行っている。

(当会で取り扱う事業者向けの共済・保険商品)

商工貯蓄共済、商工会の福祉共済、業務災害保険、ビジネス総合保険制度、自動車共済・保険、火災共済・火災保険、地震特約・地震保険、休業対応応援共済、経営者休業補償制度、中小企業退職金共済、経営セーフティ共済、小規模企業共済、特定退職金共済、総合保険、大型傷害共済 など

⑤防災訓練への参加

当会はイオンタウン鷹巣内に入居しており、年2回実施される消防訓練に参加している。職員間で情報を共有し、避難場所や避難経路の確認を通じて、防災意識の向上に努めている。

⑥商工会災害システムの活用

全国商工会連合会が開発した、簡便な報告が可能な「商工会災害システム」を活用し、災害発生時には迅速に被害状況を把握・報告している。

このシステムにより、被災地からの支援要請や行政機関への情報提供を円滑に行うとともに、国や県などへの支援施策の要望を的確に行うことができる。

⑦鳥獣被害への対応

・事業者の被害状況の把握と国、県、市への報告

I 課題

当市における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は次のとおりである。

1. 事業者BCPの策定が進んでいるが、普及は不十分

管内事業者において、簡易版BCPの策定や既存事業者のBCPのプラッシュアップなどの取組が進んでいる。しかし、全体として策定率はまだ低く、小規模事業者への普及・啓発は引き続き課題である。

2. 策定支援のスキル習得と専門家連携の必要性

当市および当会の職員におけるB C P策定支援スキルは向上してきたが、さらに専門知識を有する専門家や損保会社等との連携強化が求められる。

3. 小規模事業者向けのB C P策定ツールのさらなる充実

簡易版フォームやチェックシートなどが整備され、支援に活用されているものの、より実務に即したツールや記入サポートの充実が必要である。

4. 応急対策・連携体制の具体化

平時からの応急対策や復旧支援の連携体制は一定の進展があるものの、実施に向けた具体的手順や情報共有体制の整備は不十分である。

5. 感染症や未知のリスクへの対応

新型感染症の経験を踏まえ対応マニュアル等の整備は進んだが、事業者・市民への周知や実践はまだ十分とは言えず、対応力向上が求められる。

II 目 標

北秋田市国土強靭化地域計画と北秋田市地域防災計画に基づき、今にも発生し得る大規模自然災害等に備え、中小企業等に対する事前防災や事後の迅速な復旧等の対策について、当市と当会が一体となって取り組むこととする。

特に、管内小規模事業者に対しては、「いかなる大規模自然災害が発生しても経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、当市、当会及び関係機関と連携・協力体制を構築し、次の取組を実施する。

1. B C P策定のさらなる普及・定着

- (1) 管内小規模事業者全体への策定率向上を狙いとした、簡易版B C Pや既存B C Pのプラスアップ支援
- (2) 中小企業庁が提供するB C P策定ツールやガイドライン等の情報提供
- (3) 災害リスクや事前対策の必要性を認識していただくための啓発活動の継続実施

2. 専門家連携による個別支援体制の強化

- (1) 実効性のあるB C P策定を狙いとした個別具体的なリスク分析
- (2) 職員の支援力向上を狙いとした、B C Pセミナー等への参加

3. B C P策定ツール・サポート体制の充実

- (1) 各地区的サポート職員を2名体制へ拡充
- (2) 自社の危機対応準備状況を把握できる独自のB C Pチェックシート等の整備

4. 応急・復興支援体制の整備

- (1) 平時からの当市・当会および関係機関との連携体制の構築
- (2) 災害発生時の迅速な応急対策・復旧支援の実施を可能とするための、連携ルートや手順の整備

5. 感染症等のリスクへの対応力向上

- (1) 国・県の指針に基づく行動計画やマニュアルの周知徹底

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年 4月 1日～ 令和13年 3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当市と当会の役割分担および実施体制を整理し、以下の事業を連携して実施する。

（1）事前の対策

平常時から、当市の防災マップに基づき地区別の危険箇所を把握し、発災時には「北秋田市地域防災計画」に従い、混乱なく応急対策を実施できるよう準備する。

また、以下の取組を通じて、災害リスクへの認識を高め、1社でも多くの事業者がBCPを策定し、発災時に最小限の被害で対応できる体制づくりを目指す。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者にBCPの必要性を認識していただくため、普及・啓発を目的に、年度事業計画において事業毎の目標数を定め、達成に向けた取組を行う。

①広報等による啓発活動

当市および当会の機関誌、ホームページ、SNS等で、国の施策やBCP策定ツール、中小企業庁のガイドライン、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の事例等を紹介する。

②ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等による管内事業者への巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いて各事業所の立地における自然災害リスク、避難所、緊急医療機関等の情報を確認し、防災意識を高める。

また、秋田県運営の「防災ポータルサイト」等へのリンクを当会ホームページに設置し、防災・リスク対応に関する理解を促進する。

③リスクチェックシートによる簡易診断とリスク軽減提案

事業者BCP策定にあたり、自然災害リスクは建物損害だけでなく、休業に伴う所得損失、事業主・従業員のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたる。これらリスクを多角的に検証するため、リスク対応チェックシートを用いた簡易診断を実施し、必要な対策や軽減策を提案する。併せて、BCP策定セミナー開催にあわせて損害保険相談等も行い、実践的な備えを支援する。

④事業者BCP策定に関する支援

・BCP策定支援研修（職員向け）

職員を対象に、リスクマネジメント基礎研修、管内災害リスクの把握、小規模事業者向けBCP作成のスキル習得を行う。

・BCP策定セミナー（小規模事業者向け）

専門家講師によるセミナーを実施し、災害リスクの分析方法やBCP策定の基本手順、記入例や参考資料を示しながら、理解を深める形式で提供する。

・個別支援（小規模事業者向け）

セミナー参加者に対するフォローアップ支援や、セミナー未参加の事業者に対する個別支援を行う。リスク診断の結果を踏まえ、具体的なリスク軽減策の提案や、中小企業庁の策定ツール等の活用支援も実施する。

2) 北秋田市商工会の事業継続計画の作成

- ①当会の事業継続計画は、本計画を基に運営している。

3) 関係団体等との連携

- ①職員向け研修会をはじめ事業者向け B C P 策定セミナーの開催時には、連携する損保会社等に講師として専門家の派遣を依頼し策定に向けた意識向上を図る。
- ②個別支援については、秋田県商工会連合会等の専門家派遣を活用し、計画策定における直接的なアドバイスの支援を受け、策定の実現性を高める。
- ③関係各所への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者 B C P 策定のフォローアップ

- ①巡回訪問時などに、管内小規模事業者の B C P 策定状況を確認し、経年による計画内容の見直しや新たなリスク対策商品の提案を行うことで、実情に即した計画の維持を図る。

5) 訓練の実施

- ①市総合防災訓練に積極的に参加し、発災時の行動に備える。
- ②訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

災害発生時には、人命救助を第一とし、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(応急対策の定義)

応急対策とは、各団体がそれぞれの B C P で定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で連携して行う応急対策は次の業務とする。

■連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ・緊急相談窓口の設置・相談業務
- ・被害調査・経営課題の把握業務
- ・復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となるが、これらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを 2 者間で整備する。

1) 安否及び業務従事可否確認について

- ①役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

(安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集める)

団体名	内 容
北秋田市産業政策課	○職員：発災後 3 時間以内に緊急連絡網にて確認

北秋田市商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能で確認 かつ、災害伝言ダイヤルに各自で安否登録を行う ○三役：3時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：3日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認
---------	---

2) 安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

発災後2時間以内には、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

また、県への報告は、当市から当会分も含めて行う。

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
北秋田市産業政策課	課長	商工政策係長	秋田県産業政策課
北秋田市商工会	事務局長	副事務局長	北秋田市産業政策課 秋田県商工会連合会

3) 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

4) 被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
2週間以内	1日に1回（9時）共有する

1か月以内	2日に1回(9時)共有する
1か月超	7日に1回以上共有する

(3) 災害時における指示命令系統・連絡体制

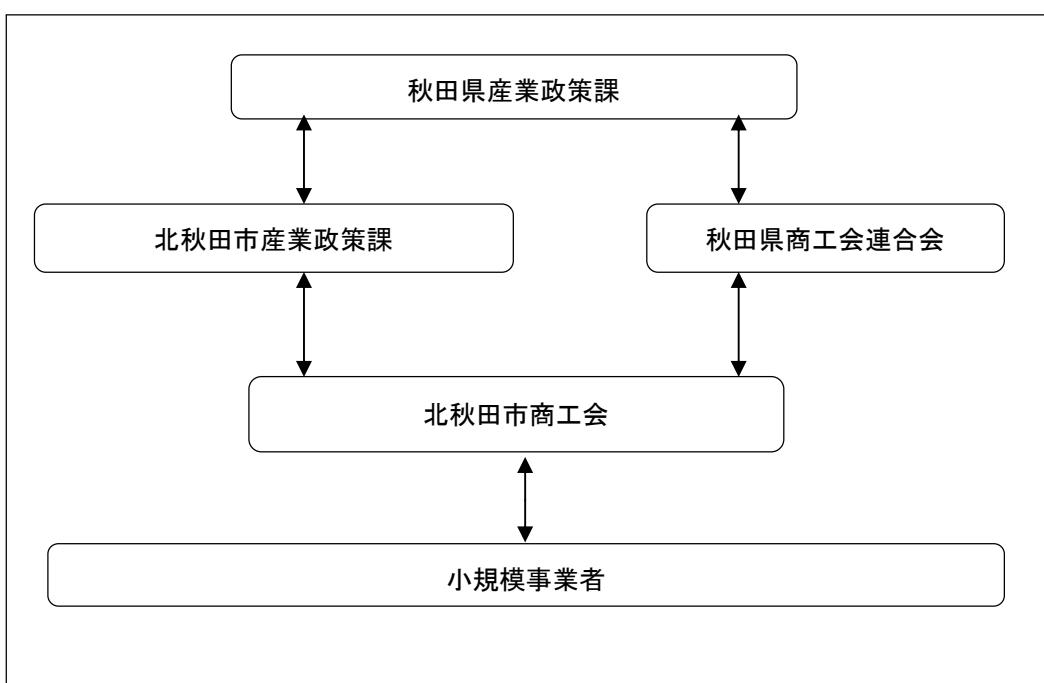
発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築する。

さらに、二次被害を防止するため被災地域で活動を行うことについての決定について、あらかじめ確認しておく。

また、当市や当会が得た情報及び共有した情報については、秋田県、秋田県商工会連合会が指定する方法および「商工会災害システム」にて報告することとする。

感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を秋田県の指定する方法にて、当会または当市より秋田県に報告する。

なお、発災時の指示命令系統・連絡体制図は下図のとおりとする。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

1) 相談窓口の開設

当会は、当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。

また、国・県から特別の要請を受けた場合は相談窓口を設置することとするほか、新型コロナウイルス等の感染症拡大において事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援を実施するために相談窓口の開設等を行う。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後	安否・人的被害の確認調	役職員を対象に L I N

	～2日程度	査 (生存・行方不明・負傷者)	E、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後～ ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知について
応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、SNS、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援
秋田県および当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制						
			(令和7年10月現在)			
<p>(1) 実施体制 『北秋田市と商工会の連携体制』</p>						
北秋田市商工会 事務局長	連携	北秋田市産業部 産業政策課長	確認 北秋田市総務部総務課 本部長（市長） 指揮 命令			
北秋田市商工会 法定経営指導員	連絡 調整	産業政策課 商工政策係長	連携 (危機管理係)			
北秋田市商工会	事務局長 副事務局長 経営指導員 経営支援員	1名 1名 ※指導員兼務 5名 7名 職員計14名				
北秋田市事業継続力強化 (事業計画策定・実施機関)						
【構成員】	北秋田市	産業政策課	課長			
		〃 商工政策係	係長			
	北秋田市商工会		事務局長			
			副事務局長			
		総務課	総務課長			
【外部有識者】	必要に応じて招聘する (連携する損保会社等)					
『共同で事業を実施するための体制』						
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p>						
①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 吉田 忍 (TEL: 0186-62-1850)						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) 当会の法定経営指導員が中心となり、本計画の具体的な取組を行う。 管内小規模事業者に対する災害リスクの周知や、事業所BCPの策定支援等は当会が組織的に取組むこととし、他の職員に対し助言を行いながらこの取組を強化し、目標に対する進捗管理を行い、半年毎(必要に応じて頻度を短縮)にその状況を共有する。						

(3) 商工会／関係市町村連絡先

①商工会

北秋田市商工会 総務課

〒018-3302 秋田県北秋田市栄字中綱 31 番 1 号

TEL:0186-62-1850 FAX:0186-62-1757

②関係市町村

北秋田市 産業部 産業政策課 商工政策係

〒018-3312 秋田県北秋田市花園町 19 番 4 号

TEL: 0186-62-5360

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	1,197	1,197	1,197	1,197	1,197
1. BCP 策定支援研修開催費 ①講師謝金・旅費	55 (55)	55 (55)	55 (55)	55 (55)	55 (55)
2. BCP 策定セミナー開催費 ①講師謝金・旅費 ②広告費 ③通信費	230 (110) (50) (70)	230 (110) (50) (70)	230 (110) (50) (70)	230 (110) (50) (70)	230 (110) (50) (70)
3. 個別支援費 ①専門家謝金・旅費	550 (550)	550 (550)	825 (825)	825 (825)	825 (825)
4. 普及・啓発費 ①広告費 ②通信費	120 (50) (70)	120 (50) (70)	120 (50) (70)	120 (50) (70)	120 (50) (70)

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・市補助金、事業収入等
上記の経費のうち、講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣期間や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいた時には当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし